



(参考)市役所以外の主な手続き お手許の領収証などで窓口等を確認し、手続き方法は各窓口にお問合せください。

電気	中国電力	電話	加入している電話会社
インターネット	契約している業者	新聞	契約している新聞店
都市ガス	山口合同ガス	携帯電話	加入している電話会社
プロパンガス	契約しているプロパンガス会社	郵便物の転送	最寄りの郵便局
ケーブルテレビ	契約している業者	運転免許証	※新住所を確認できる公的書類等が必要となるため、新住所に転入後、お手続きください。
NHK	NHK		

《お問合せ・ご意見窓口》

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。
また、本ガイドに関するご意見等については、本庁2階の行政改革推進室(☎0833-72-1400 内線228)までお寄せください。

光市行政手続きガイド

転出するときの主な手続き

光市役所 本庁	〒743-8501	山口県光市中央6丁目1-1	☎0833-72-1400
総合福祉センター	あいぱーく光	山口県光市光井2丁目2-1	☎0833-74-3000
	教育委員会	山口県光市光井9丁目18-3	☎0833-74-3600
	大和支所	山口県光市大字岩田2356-1	☎0820-48-2211
光市水道局	〒743-0063	山口県光市島田1丁目17-1	☎0833-71-0700

注: ⊕マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所で手続きができます。

注: ①～③は本庁1階の窓口番号です。

主な手続き:

1ページ

- 住民票・印鑑登録
- 国民健康保険

光市国民健康保険以外の健康保険の加入者は、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

- 後期高齢者医療

75歳以上および65歳から74歳の一定程度の障害のある被保険者が対象です。

- 国民年金

厚生年金または共済年金加入者は、勤務先、年金事務所、共済組合などにお問合せください。

2ページ

- 介護保険
- 福祉・教育

3ページ

- 福祉
- 税金
- ごみ
- 水道・下水道
- その他

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
1 転出届 ⊕ 転出(予定)日の前後14日以内にお手続きください。 ※転校手続きは10番をご覧ください。	●印鑑(朱肉使用) ●届出人の身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険の保険証など) *『転出証明書』を交付しますので、転出先の市区町村でお手続きください。 ※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要になることがあります。詳しくはお問合せください。 ※該当するお子様がいる場合、転校手続きに必要な『就学者異動通知書』を交付しますので、通学している学校でお手続きください。	本庁1階 ① 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1400 内線272 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
2 印鑑登録証の返納 ⊕	●ひかり市民カード兼印鑑登録証	本庁1階 ① 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1400 内線272 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
3 国民健康保険 ⊕	(世帯の全員が転出する場合) ●印鑑(朱肉使用) ●保険証(国民健康保険被保険者証) ▲高齢受給者証(70歳から74歳までの方) ※交付されている方	本庁1階 ② 市民課 保険年金係 ☎0833-72-1400 内線291・292・295 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
4 後期高齢者医療制度	(県外の市区町村に転出する場合) ●保険証(後期高齢者医療被保険者証) ▲限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証 ※交付されている方 *『負担区分証明書』を交付しますので、転出先の市区町村でお手続きください。	本庁1階 ③ 市民課 高齢者医療係 ☎0833-72-1400 内線294・296
5 国民年金 転出時(国内の場合)の手続きはありません。	*転出先の市区町村で手続きを行ってください。 *海外に転出する場合は、手続き前にお問合せください。	本庁1階 ② 市民課 保険年金係 ☎0833-72-1400 内線291・292・295

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
6 介護保険被保険者証／介護保険各認定証等の返還	●保険証(介護保険被保険者証) ▲各認定証 ※認定を受けている方 〔 介護保険負担限度額認定証/ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証/ 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証/ 介護保険特定負担限度額認定証など 〕 *『受給資格証明書』を交付しますので、転出先の市区町村でお手続きください。	あいぱーく光 介護保険課 介護保険係 ☎0833-74-3003 ※認定証がない方(保険証のみをお持ちの方)は、大和支所でも保険証を返還できます。
7 高齢者サービスの廃止 ・緊急通報装置利用取消	* 電話でお問合せください。	あいぱーく光 社会福祉課 高齢福祉係 ☎0833-74-3001
8 障害福祉サービス等の各受給者証の返還など	▲各受給者証 ※交付されている方 〈障害福祉サービス/ 自立支援医療/ 重度心身障害者医療費助成制度〉	あいぱーく光 社会福祉課 障害福祉係 ☎0833-74-3001 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
9 身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳の申請・住所変更など	* 転出時の手続きはありません。 * 転出先の市区町村で手続きが必要です。	あいぱーく光 社会福祉課 障害福祉係 ☎0833-74-3001
10 転校手続き(公立小中学校) ※『就学者異動通知書』の発行は1番をご覧ください。	①通学している各小中学校に、『1 転出届の手続き』で発行された『就学者異動通知書』を提出してください。 ②『就学者異動通知書』提出後、各小中学校で『在学証明書』『教科書給与証明』を交付しますので、転出先の市区町村でお手続きください。	(手続きについての問合せ先) 教育委員会 学校教育課 ☎0833-74-3602
11 母子健康手帳 妊婦健診や乳児健診、予防接種に必要な書類の受領 妊婦健診票／乳児健診票 予防接種予診票	* 母子健康手帳は、転出されても引き続きご利用ください。 * 転出時の手続きはありません。 * 転出先の市区町村で手続きが必要です。	あいぱーく光 健康増進課 健康増進係 ☎0833-74-3007
12 子ども手当の手続き	●印鑑(朱肉使用) *『子ども手当の手続きに関するご案内』をお渡ししますので、転出先の市区町村でお手続きください。	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
13 乳幼児医療費助成制度／ひとり親家庭医療費助成制度／子ども医療費助成制度 ・受給者証の返還	▲各受給者証 ※交付されている方 * 乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度については、転出先の市区町村でも手続きが必要です。	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
14 児童扶養手当の手続き	●印鑑(朱肉使用) ▲児童扶養手当証書 ※交付されている方 *『児童扶養手当証書』の写しを交付します(全部支給停止者を除く)ので、転出先の市区町村でお手続きください。	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005
15 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート返納の手続き	●印鑑 ●車台番号がわかるもの(「標識交付証明書」、「自賠責保険証」など) ●ナンバープレート	本庁1階 5 税務課 市民税係 ☎0833-72-1400 内線255・256 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
16 ごみの処理(引越し時)	* 多量のごみが出る場合は、直接処理場に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。 * 詳しくはお問合せください。	環境事業課 ※本庁舎北側別棟 ☎0833-72-1400 内線300・301
17 犬の住所変更手続き	* 転出時の手続きはありません。 * 転出先の市区町村に光市の鑑札を提出し、新たな鑑札の交付を受けてください。	本庁1階 10 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1400 内線283・284
18 水道・下水道の使用中止 ※水道(井戸水併用を含む)の使用を中止される方	* 電話でご連絡ください。 ※下水道を使用されている方については、水道局への電話連絡により、水道と下水道の使用中止の手続きが完了します。	水道局 業務課料金係 ☎0833-71-0705
19 下水道使用廃止(異動)届 ※水道を使用していない方のうち、下水道の使用を中止される方	●印鑑 * 世帯員の人数により料金が決まるため、世帯員の一部が転出する場合など世帯の人数に増減があるときにも、手続きが必要になります。	本庁1階 11 下水道課 業務係 ☎0833-72-1400 内線382・383

【記号の説明】

●:持ち物のうち必ず必要なもの。

▲:該当する場合のみ、必要となるもの。